

施策1 地域福祉を推進する

施策概要

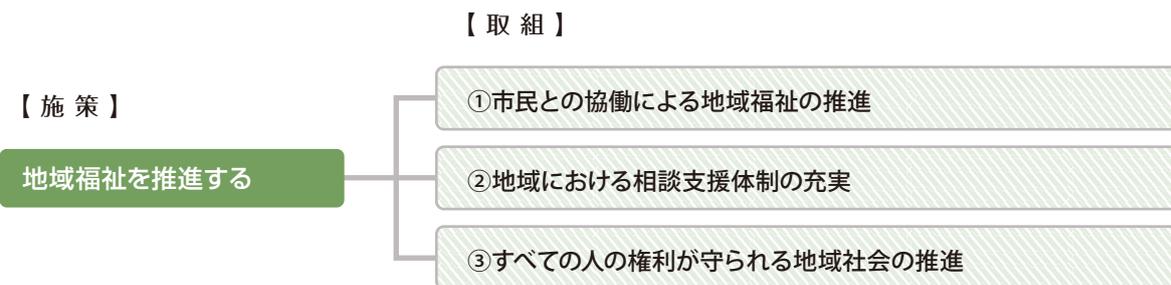
施策の必要性

少子高齢化の進展、人々の価値観や生活様式の多様化などにより、家庭、隣近所の連帯感や支え合いの力が弱くなってきています。住民同士のつながりの希薄化や支援を必要とする市民の増加などを背景に、今までの分野別・縦割りで取り組んできた福祉施策を地域という横軸の視点から、「自助」・「互助」・「共助」・「公助」の考え方に基づく福祉活動の推進を通じ、誰もが安心して充実した生活を送ることができる地域社会の構築を図る必要があります。

施策の方向性

誰もが地域福祉の担い手となり、相談支援体制を充実することにより、住み慣れた地域で、誰もが人としての尊厳を持って個性や能力をいかしながら、社会参加ができ、安心していつまでも暮らすことができるまちづくりを進めます。

施策を実現するための取組の体系



分野別計画等

《総合保健福祉計画》

「すべての人がすこやかに、安心して暮らし続けられる福祉のまちづくり」を基本理念とし、「地域福祉計画」「健康いばらき21・食育推進計画」「障害者施策に関する長期計画・障害福祉計画」「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」など、各分野の計画を包含した保健福祉の領域における総合的な計画

《地域福祉計画(第2次)》

住み慣れた地域で、誰もが人としての尊厳を持って個性や能力を生かしながら、社会参加ができ、安心していつまでも暮らすことができるまちづくりを基本理念とする社会福祉法に規定された計画

関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
1-2 高齢者への支援を推進する	高齢者の地域活動を支援します。
1-3 障害者への支援を推進する	障害者が地域社会で自立して生活できる共生社会の推進に努めます。
1-4 生活困窮者への支援を推進する	地域における生活困窮者の自立を支援します。
1-5 健康づくりや地域医療を充実する	地域内で連携協力した健康づくりに努めます。
2-1 すべての子どもの育ちを支援する	地域における児童虐待予防や孤立家庭の見守り等を推進します。
2-2 地域ぐるみの子育てを推進する	地域における子育て支援ネットワークとの連携に努めます。
2-3 「生きる力」を育む教育を推進する	道徳教育・人権教育の充実を図り「豊かな心」の醸成に努めます。
3-1 生涯学習の機会を増やし情報提供を充実する	生涯学習の取組を通じ、福祉教育の推進に努めます。
4-1 災害への備えを充実させる	災害に強い市街地の形成に向けた施策を連携して推進します。
4-3 防犯や多様な危機への対策強化を図る	更生保護活動を推進し、犯罪のない地域づくりに努めます。
4-4 消費者教育を推進し、自立した消費者の育成に努める	関係団体等との連携により消費者相談の充実に努めます。
7-4 人権尊重のまちづくりを推進するとともに平和の実現をめざす	虐待の防止と要援護者の権利擁護に努めます。
7-6 地域コミュニティを育み、地域自治を支援する	地域自治組織や自治会と連携し、いつまでも住み続けたい地域づくりを推進します。
7-7 多様な主体による協働のまちづくりを推進する	市民・事業者と協働し助け合い、支え合う地域社会の構築に努めます。

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①市民との協働による地域福祉の推進	《現状と課題》 民間のボランティア団体や市民活動団体などが地域福祉の推進の担い手としてさまざまな活動を行っていますが、担い手の固定化や高齢化などの問題があります。	《市》 福祉活動や更生保護活動などに、子どもや若者、団塊の世代など幅広い世代が参加しやすい環境づくりに努めるとともに、地域のボランティア団体等への支援を図ります。
	《目標》 誰もが気軽に福祉活動やボランティア活動に参加できる環境が整い、地域福祉の担い手となっています。	《市民》 福祉活動やボランティア活動への参加に努めます。
		《事業者・団体》 事業者は、ボランティアの受け入れを積極的に行うとともに、ボランティア活動の充実を図ります。
②地域における相談支援体制の充実	《現状と課題》 支援を必要とする市民の発見、見守りの体制を構築するとともに、地域の施設を拠点とし、普段から地域住民が交流し、困ったことがあれば気軽に相談できる場の提供が進められています。	《市》 地域福祉ネットワーク※1のさらなる充実や専門相談機関との連携強化を図るとともに、地域の活動拠点づくりに努めます。
	《目標》 地域住民をはじめ、地域の福祉団体、事業者等が連携し、誰もが安心して暮らすことができる地域の協力体制やネットワークが整っています。	《市民》 支援を必要とする市民の発見に努めます。
		《事業者・団体》 事業者や団体は、地域における相談支援のネットワークに参画します。
③すべての人の権利が守られる地域社会の推進	《現状と課題》 虐待を未然に防止し、早期に発見するとともに、成年後見制度※2等の活用など、権利擁護に関する取組をさらに推進する必要があります。また、啓発活動や福祉教育を地域の福祉団体や事業者等と進めています。	《市》 人と人との相互理解を深めるため、地域住民との交流や福祉教育の推進に積極的に取り組みます。また、虐待防止を図るための支援やネットワークの充実に努めます。
	《目標》 高齢者や障害者に対する虐待や人権侵害のない、その人らしい生活を送ることができる地域社会が形成されています。	《市民》 虐待と思われる事象を見聞きした時は、必要な機関に連絡します。
		《事業者・団体》 関係機関が連携し、虐待の早期対応を図ります。また、事業所や団体の職員、構成メンバーの人権意識の向上に努めます。

※1 地域福祉ネットワーク:

小学校区単位に展開している保健福祉分野におけるネットワークで、要介護者の発見・見守りなどを行うアウトリーチ機能と、相談したいときに相談できる機能(福祉まるごと相談会)を併せ持ち、地域での相談・支援を担うものです。

※2 成年後見制度:

認知症及び知的・精神障害などにより判断能力が十分でない方が不利益を被らないよう家庭裁判所に申立てをして、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度です。

施策2 高齢者への支援を推進する

施策概要

施策の必要性

高齢化の進展に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯が増加し、同時に、認知症高齢者も増加傾向にあります。また、医療や介護が必要な高齢者が増加する一方で、地域や家族による高齢者を支える力が低下しています。

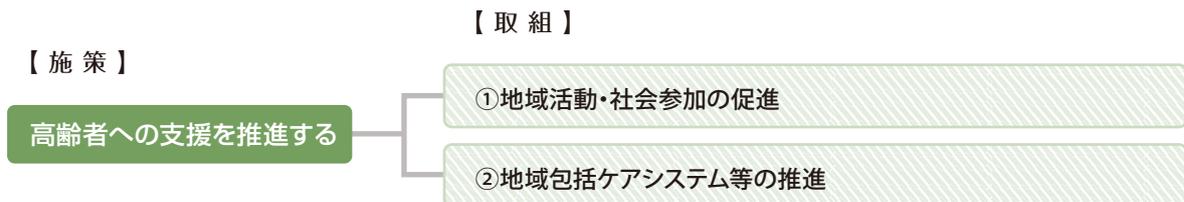
そのため、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、健康づくり、生きがいくくり、日常生活の自立支援など、総合的な施策の推進が必要です。

施策の方向性

元気で活動的な高齢者も社会の支え手の一員となることができるよう体制を整備し、高齢者の社会参加の機会が充実するなど、地域の活性化を図ります。

高齢者が医療や介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域や住まいで、自立した生活ができる環境を整備します。

施策を実現するための取組の体系



分野別計画等

《総合保健福祉計画》

「すべての人がすこやかに、安心して暮らし続けられる福祉のまちづくり」を基本理念とし、「地域福祉計画」「健康いばらき21・食育推進計画」「障害者施策に関する長期計画・障害福祉計画」「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」など、各分野の計画を包含した保健福祉の領域における総合的な計画

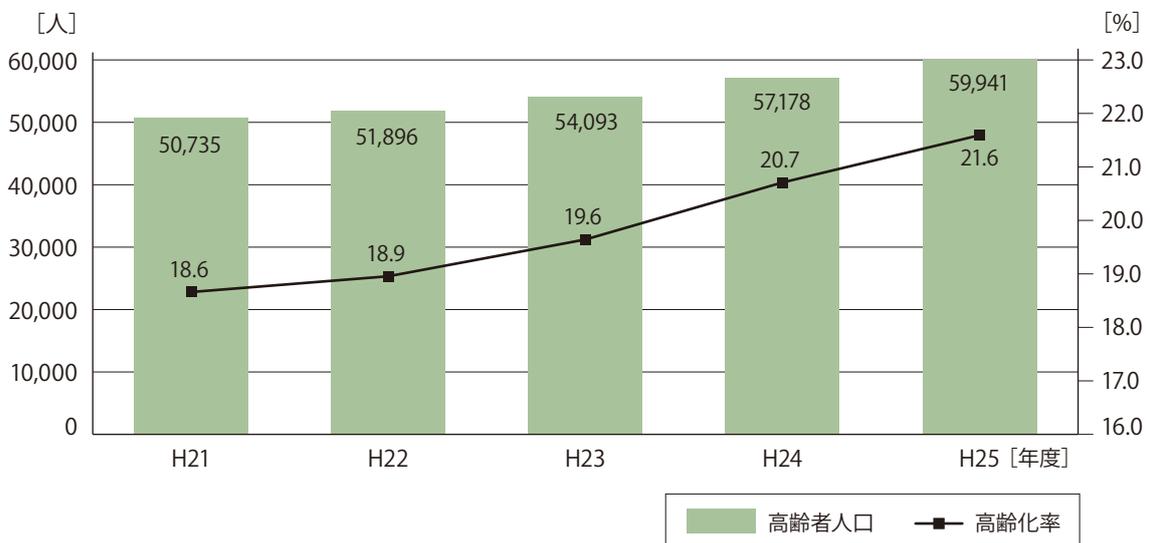
《高齢者保健福祉計画(第7次)・介護保険事業計画(第6期)》

老人福祉法及び介護保険法の規定に基づき、高齢者福祉事業の供給体制の確保や介護保険事業の円滑な実施に関する事項等を定める計画

関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
1-1 地域福祉を推進する	地域福祉ネットワークを活用しながら、日常の見守りや災害時の対応を含めた高齢者の包括的な支援に努めます。
1-5 健康づくりや地域医療を充実する	健康寿命の延伸を図るとともに、病気になっても在宅医療の充実により地域で住み続けることができるよう取り組みます。
1-6 社会保険制度を安定的に運営する	介護予防・健康づくりに取り組み、適正な介護サービスの提供や介護保険制度の安定的な運営に努めます。
2-2 地域ぐるみの子育てを推進する	地域活動や社会参加の活動等として、子育て支援に取り組みます。
4-2 消防・救急体制の充実強化を図る	ひとり暮らし高齢者等を消防職員が訪問することにより、高齢者防火対策への取組を推進します。
5-3 就労支援と働きやすい職場づくりをすすめる	就労意欲のある高齢者の能力と希望に応じた就労機会の確保に努めます。
5-5 良好で住みよい環境・景観づくりをすすめる	安全で安心して生活ができる住宅の確保に努め、居住環境の向上を図ります。
5-7 環境負荷の低減や少子・高齢化社会を見据え持続可能な都市づくりをすすめる	暮らしやすいユニバーサルデザイン [※] のまちづくりを推進します。
5-8 暮らしと産業を支える交通を充実させる	高齢者の移動を支援する公共交通の充実を促進します。
7-4 人権尊重のまちづくりを推進するとともに平和の実現をめざす	高齢者虐待の発生の減少や発生時に適正に対応できるように努めます。
7-6 地域のコミュニティを育み、地域自治を支援する	老人クラブの活動支援や高齢者団体の育成支援などを通じて地域福祉を推進します。
7-7 多様な主体による協働のまちづくりを推進する	地域の高齢者団体の活動を活性化し、地域力の向上を図ります。

■高齢者人口・高齢化率



(各年度3月末日時点)
茨木市資料

※ユニバーサルデザイン:

年齢、性別、国籍、個人の能力に関わらず、可能な限りすべての人が利用できるデザインのことをいいます。

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①地域活動・社会参加の促進	《現状と課題》	《市》
	高齢者人口は、大きく伸びていますが、老人クラブやシルバー人材センターの会員数は伸び悩んでいます。そのため、地域の高齢者団体の拡充が必要です。	地域の相互扶助や地域課題解決のために活動する団体、これまでの豊かな経験・技能をいかして活動する団体など、多様な高齢者団体を支援し連携することにより、高齢者の居場所と出番の創造に努めます。
	《目標》	《市民》
	行政や関係団体等が連携を図りながら、高齢者が地域において、いきいきと暮らすことができるよう、ボランティア活動の支援等、生きがいづくりや社会参加の機会の充実が図られています。	積極的に、ボランティア活動や地域の活動に参加し、生きがいづくり、健康づくりに取り組みます。
②地域包括ケアシステム [※] 等の推進	《現状と課題》	《市》
	認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯が増えています。いつまでも住み慣れた地域で生活できるよう、医療、介護、予防、生活支援等が、一体的かつ適切に提供される必要があります。	多職種協働による地域ケア会議等での検討により、課題を抱える認知症高齢者やひとり暮らし高齢者等に対し、適切な在宅サービスの提供や地域で支援する体制を整備するなど、高齢者が地域で住み続けることができる地域包括ケアシステムを実現します。また、在宅生活が困難な高齢者に対する施設整備を促進します。
	《目標》	《市民》
	地域包括支援センター等が中心となり、地域における相談や支え合い体制が充実しています。健康づくりや見守り、生活支援、介護サービスが切れ目なく提供され、また、在宅医療と介護の連携が推進されるなど、高齢者が安心して住み続けることができる環境が整っています。	自ら積極的に介護予防に取り組み、認知症予防や健康づくりに取り組みます。また、各種支援サービスの提供者になるなど、地域の活動に参加し、地域力を高めます。
		《事業者・団体》
		多様な高齢者団体やボランティア団体等が魅力ある活動を展開し、社会参加をしたい高齢者の生きがいづくりの場を多様な形で提供しています。
		地域の各関係団体が連携し、高齢者を支援する体制を整備することにより、地域力を高めます。

※地域包括ケアシステム:

高齢者が、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいの5つのサービスが一体的に提供される支援体制です。

施策3 障害者への支援を推進する

施策概要

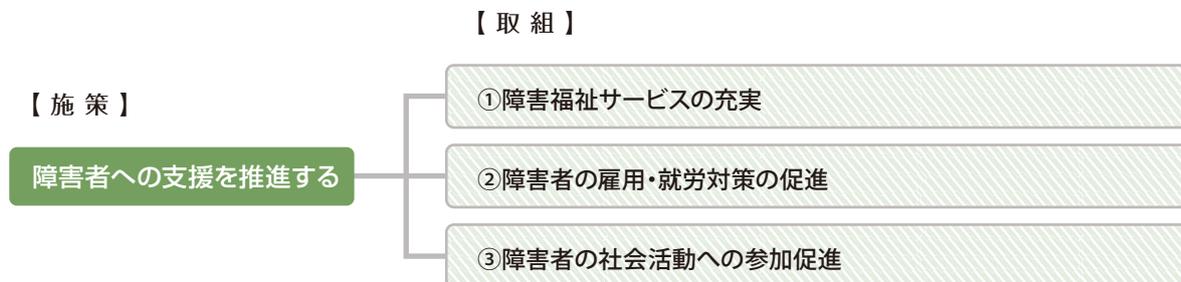
施策の必要性

障害者一人ひとりが、地域で自立した生活を送るためには、障害者の尊厳が守られ、社会参加を妨げる障壁のない地域づくりを推進する必要があります。また、障害者の自立につながるよう、障害福祉サービスの適正な提供に取り組むとともに、虐待や差別のない誰もが安心して暮らせる共生社会の構築が必要です。

施策の方向性

障害福祉サービスの充実や雇用・社会参加を進めることで、障害を正しく理解し、支え合い、誰もが地域社会で自立して安心して生活できる共生社会の構築を進めます。

施策を実現するための取組の体系



分野別計画等

《総合保健福祉計画》

「すべての人がすこやかに、安心して暮らし続けられる福祉のまちづくり」を基本理念とし、「地域福祉計画」「健康いばらき21・食育推進計画」「障害者施策に関する長期計画・障害福祉計画」「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」など、各分野の計画を包含した保健福祉の領域における総合的な計画

《障害者施策に関する第3次長期計画》

障害者施策を推進するための基本理念、基本方針を定めることにより、その方向性と内容を明らかにし、今後の障害者施策推進のための指針となる計画

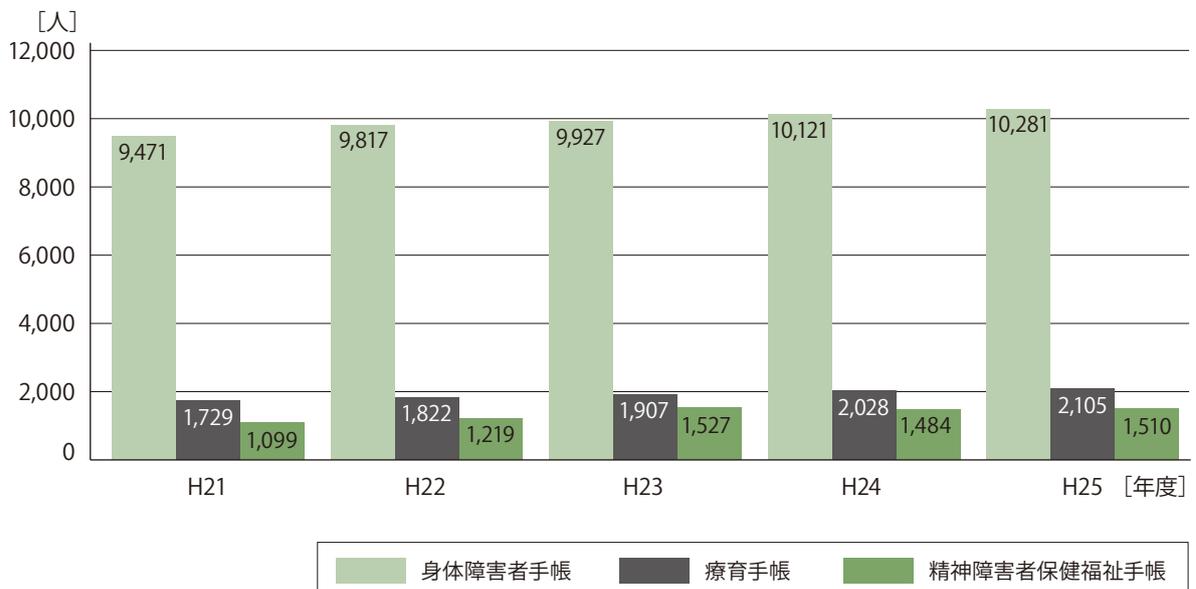
《障害福祉計画(第4期)》

障害者施策に関する第3次長期計画を上位計画とし、基本方針を実現するための実施計画

関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
1-1 地域福祉を推進する	地域福祉ネットワークを活用しながら、地域で安心した生活ができる支援体制を構築します。
2-1 すべての子どもの育ちを支援する	障害児への療育に関する取組の推進に努めます。
3-1 生涯学習の機会を増やし情報提供を充実する	研修や講演会等の開催により市民との交流を深める活動を支援します。
3-2 みんなが楽しめるスポーツ活動を推進する	障害者が気軽に生涯スポーツに親しむ活動を推進します。
4-1 災害への備えを充実させる	災害時における避難行動要支援者プランなど、災害に備えた取組の推進に努めます。
5-3 就労支援と働きやすい職場づくりをすすめる	障害者の就労を促進するために、民間企業や障害福祉サービス事業所への働きかけを行い、就労希望者を支援します。
5-5 良好で住みよい環境・景観づくりをすすめる	安全で安心して生活ができる住宅の確保に努め、居住環境の向上を図ります。
5-7 環境負荷の低減や少子・高齢化社会を見据え持続可能な都市づくりをすすめる	障害者が暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。
5-8 暮らしと産業を支える交通を充実させる	障害者の移動を支援する公共交通の充実を促進します。
7-4 人権尊重のまちづくりを推進するとともに平和の実現をめざす	障害者の人権擁護に努め、虐待の防止や発生時の対応力の向上を図ります。

■身体障害者・療育・精神障害者保健福祉手帳所持者数

(各年度3月末日時点)
茨木市資料

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
① 障害福祉サービスの充実	《 現状と課題 》 一人ひとりに応じたサービスの提供や制度の充実を図ってきましたが、障害者が地域で安心して暮らせるよう障害福祉サービスや医療、その他制度のさらなる効果的な利用が図られる必要があります。	《 市 》 障害福祉サービス等の拡充に努めるとともに、サービスの適正化、質の向上が図られるよう、相談支援体制の強化や事業所への指導等に取り組みます。
	《 目標 》 どの地域においても、障害種別や程度にかかわらず一人ひとりの必要性に応じた障害福祉サービス等が利用できています。	《 市民 》 障害者自らが選択し、一人ひとりのニーズにあった障害福祉サービス等を利用することで、地域社会で自立した生活を送ります。
		《 事業者・団体 》 障害福祉サービス事業所は、適正な事業運営とサービスの質の向上に努め、障害者の日常生活等を支援します。
② 障害者の雇用・就労対策の促進	《 現状と課題 》 障害者の就労については、就労支援する事業所が中心となって支援を進めているが、一般就労には十分に結びついていない状況にあります。	《 市 》 庁内職場実習やスマイルオフィス [※] などの就労支援事業を継続するとともに、ハローワーク等の関係機関と連携して、障害者雇用を進める企業に働きかけるなど、障害者の一般就労に向けた支援を行います。
	《 目標 》 障害のある人がいきいきと働き、力を発揮できる就労支援の体制が整っています。	《 市民 》 障害を正しく理解し、お互いを支え合いながら共に働きます。
		《 事業者・団体 》 事業者は、障害者雇用に対する理解を深め、障害者の就労機会・就労場の拡大を図ります。
③ 障害者の社会活動への参加促進	《 現状と課題 》 障害者が気軽に外出し、活動参加する機会が十分でなく、主体的に社会活動に参加するための取組が必要です。	《 市 》 障害者が多様な社会活動に積極的に参加できる機会を創出するとともに、障害者自身が主体的に参画できるよう支援します。
	《 目標 》 障害者が自分らしく生きがいを感じられる社会活動への参加の機会が充実しています。	《 市民 》 障害者が参加する活動や地域行事、交流会に積極的に参加します。
		《 事業者・団体 》 事業者や団体は、障害者への理解を深め、障害者が積極的に社会活動へ参加できるよう支援します。

※スマイルオフィス:

障害者を市の臨時職員として短期間雇用し、庁内の各課から依頼のあった作業や事務処理を請け負うことにより、社会人としての姿勢や仕事に取り組む意欲を高めることで就労を促進するものです。

施策4 生活困窮者への支援を推進する

第1章:ともに支え合い、健やかに暮らせるまち

施策概要

施策の必要性

景気の低迷や雇用環境の変化、超高齢社会の到来などの影響を受けて、最低限度の生活を維持することが困難な世帯が増えており、生活保護制度をはじめとしたセーフティ・ネット機能の充実が求められています。

施策の方向性

生活に困窮する市民に対し、さまざまなサービスを適切に提供するとともに、困窮状態から自立が図られ、誰もが安心して生活ができるまちづくりを進めます。

施策を実現するための取組の体系

【 施策 】

生活困窮者への支援を
推進する

【 取組 】

①生活保護制度の適正実施

②生活困窮者への自立の支援

分野別計画等

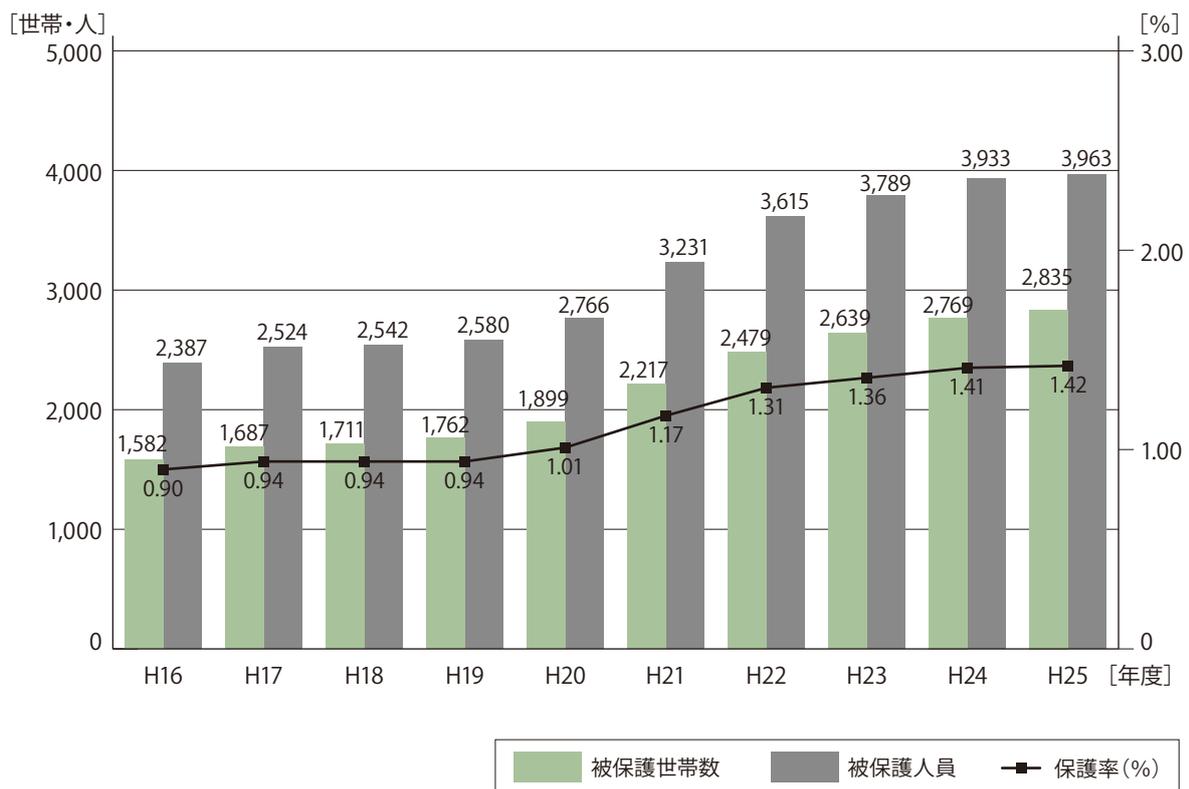
《地域福祉計画(第2次)》

住み慣れた地域で、誰もが人としての尊厳を持って個性や能力をいかしながら、社会参加ができ、安心していつまでも暮らすことができるまちづくりを基本理念とする社会福祉法に規定する計画

関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
1-1 地域福祉を推進する	地域福祉ネットワークを活用し、生活困窮者の発見や支援に努めます。
2-1 すべての子どもの育ちを支援する	子どもの貧困対策の推進に努めます。
2-5 青少年が心豊かにたくましく成長できるように取組を推進する	ニート・ひきこもりの自立支援に努めます。
5-3 就労支援と働きやすい職場づくりをすすめる	生活困窮者の就労支援に努めます。
7-7 多様な主体による協働のまちづくりを推進する	市民、事業者・団体と協働し、助け合い支え合う地域社会の構築に努めます。

■生活保護世帯数等の推移



(各年度3月末日時点)
茨木市資料

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①生活保護制度の適正実施	《現状と課題》	《市》
	生活困窮に陥り、自力では生計を維持できない世帯が増加しています。生活保護受給世帯は、平成17年3月末現在で1,582世帯でしたが、平成26年3月末には2,835世帯となっており、今後も増加することが予想されます。	生活保護制度についての周知を図るとともに、受給者に対しては、就労による自立と健康の保持・増進に努めるよう支援します。 また、事業の周知を図り、不正・不適切な受給に対しては、厳正に対応します。
	《目標》	《市民》
	真に支援が必要とされる市民に保護が実施されるとともに、被保護世帯が安心して生活ができるよう、また自立できるようさまざまな支援が図られています。	生活保護制度の理解に努めます。 困ったときには互いに支え合い、助け合う地域づくりに努めます。
		《事業者・団体》
		事業者は、求職者の受け入れに努めます。 また、地域の団体は支援を必要とする市民の把握に努めます。
②生活困窮者への自立の支援	《現状と課題》	《市》
	現在、生活保護は受けていないが、経済的困窮や社会的孤立により、生活保護に至る可能性のある市民が増加しています。	生活困窮者の状況を把握し、就労支援をはじめとして、生活困窮者の状況に応じて、適切な支援策を早期に包括的に実施します。
	《目標》	《市民》
	生活に困窮している市民が、いつでも相談ができ、必要な支援を受けることで困窮状態からの自立が図られています。	経済的自立に努めます。 困ったときには互いに支え合い、助け合う地域づくりに努めます。
		《事業者・団体》
		事業者は、中間的就労として、就職困難者の受け入れに努めます。また、地域の団体は支援を必要とする市民の把握に努めます。

施策5 健康づくりや地域医療を充実する

施策概要

施策の必要性

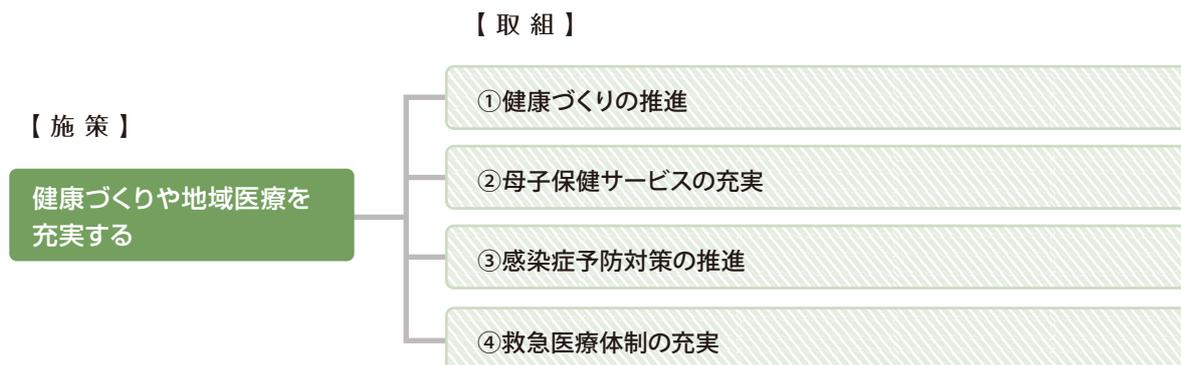
高齢化の進展に伴い、医療費・介護給付費の適正化と限りある医療資源の有効活用が求められる中、健康寿命の延伸に向けた生活習慣病の発症予防や重症化予防を図るための取組がますます重要となっています。また、将来を担う次世代の健康を支えるため、妊婦や子どもの心身の健康づくりを推進していくことも必要です。さらに、市内医療機関における救急医療をはじめとする医療体制の確保や、介護と連携した地域医療の充実が課題となっています。

施策の方向性

地域住民の健康保持・増進及び疾病予防を図る地域医療の充実に向け、地区担当制による保健活動の推進などを積極的に展開し、市として取り組むべき医療・保健・食育施策を推進します。

地域で安心して暮らせるまちをめざし、救急医療体制の充実を図るとともに、すべての市民が自ら地域との連携協力により健康づくりに取り組みます。

施策を実現するための取組の体系



分野別計画等

《総合保健福祉計画》

「すべての人がすこやかに、安心して暮らし続けられる福祉のまちづくり」を基本理念とし、「地域福祉計画」「健康いばらき21・食育推進計画」「障害者施策に関する長期計画・障害福祉計画」「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」など、各分野の計画を包含した保健福祉の領域における総合的な計画

《健康いばらき21・食育推進計画(第2次)》

乳幼児期から高齢期まで、生涯を通じた効果的な健康づくりを行うための推進体制を充実し、生活習慣病予防と市民の健康寿命の延伸に向けた具体的な目標を定める計画

《新型インフルエンザ等対策行動計画》

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、感染力の強い新型インフルエンザ等の発生に対し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び経済に及ぼす影響を最小限に抑えることを目的として定める計画

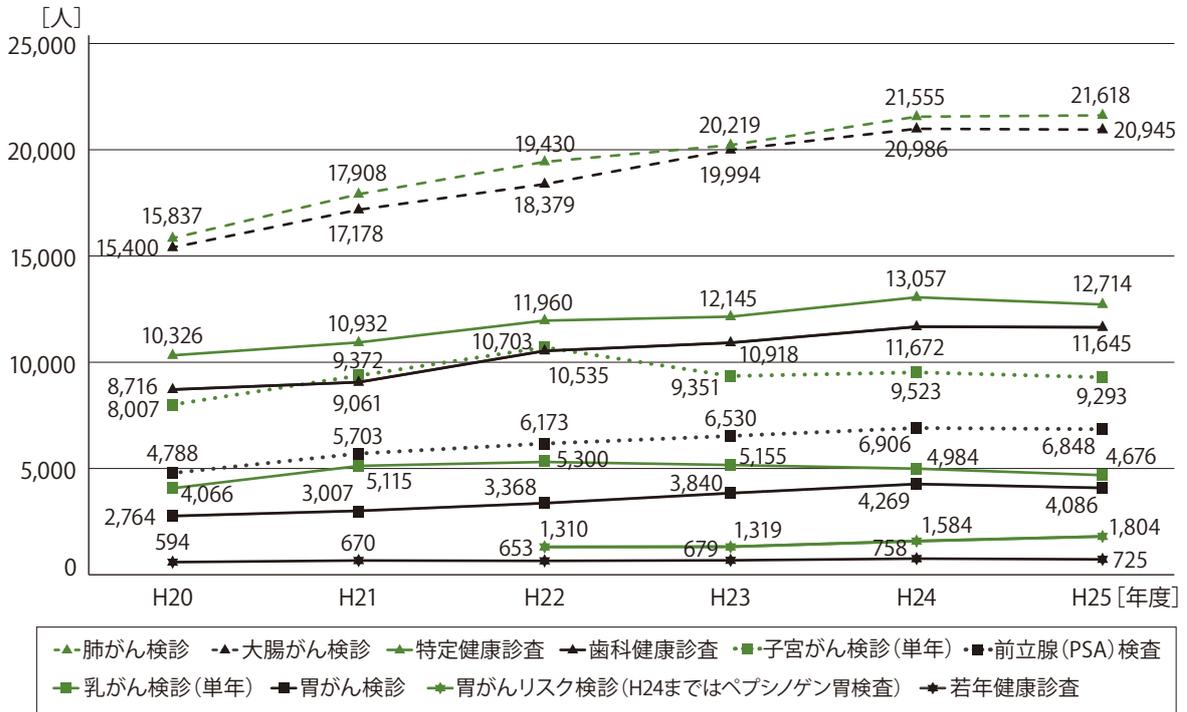
《特定健康診査等実施計画(第2期)》

平成20年4月から、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、被保険者を対象に実施が義務付けられている特定健康診査及び特定保健指導について、国の定める基本方針に即して、その実施に関する内容を定める計画

関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
1-1 地域福祉を推進する	市民が連携協力して健康づくりに取り組み、住み慣れた地域で、安心していつまでも暮らすことができるまちづくりを進めます。
1-2 高齢者への支援を推進する	いつまでも住み慣れた地域で生活できるよう、介護との連携による在宅医療体制の構築に向けた取組を推進します。
1-6 社会保険制度を安定的に運営する	健康寿命の延伸に向けた生活習慣病の発症・重症化の予防、積極的な保健活動による地域住民及び地域全体の健康の保持・増進並びに疾病の予防を推進することにより、医療費・介護給付費の適正化を図ります。
2-1 すべての子どもの育ちを支援する	次代を担う子どもを安心して産み育てることができ、子育てに関する不安や悩みを地域の中で支え合える環境づくりを進めるとともに、安全・安心な広域小児救急を安定的に運営します。
2-3 「生きる力」を育む教育を推進する	子どもの頃から正しい食習慣を身につけ、健全な心身と豊かな人間性を育むため、学校、保育所等において十分な教育がなされるよう、家庭や地域と連携を深めながら適切な取組を行います。
4-2 消防・救急体制の充実強化を図る	市内医療機関への救急搬送率を高め市民の安心につなげるため、市内医療機関との連携強化に努めます。

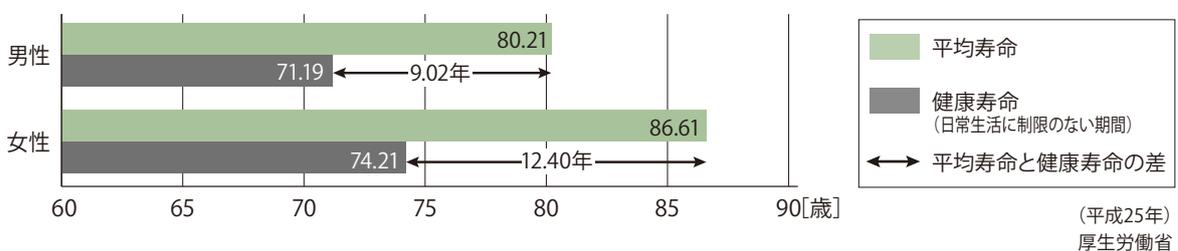
健康診査等受診者数の推移



※ペプシノゲン胃検査は平成22年度から開始 ※子宮がん検診、乳がん検診は2年度間に1度であるが、単年度の受診者数を記載
※特定健康診査は法定報告値の受診者数を記載

茨木市資料

平均寿命と健康寿命の差



取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①健康づくりの推進	《現状と課題》	《市》
	子どもから高齢者まで医療や介護サービスの需要が増大するなか、市民が健やかに生活し、健康寿命が延伸する社会をめざして予防・健康管理等に取り組む必要があります。	三師会 [※] 等関係団体と連携しながら、健(検)診の実施やその結果等を活用した保健指導、食育推進に関する施策を実施するとともに、保健活動を充実し、生活習慣病の発症及び重症化予防に取り組めます。
	《目標》	《市民》
	市民一人ひとりが健康意識を高め、運動習慣や栄養バランスの良い食事など望ましい生活習慣を身につけるとともに、定期的に健(検)診を受診することにより、健康寿命が延伸しています。	健康づくりの主役は市民一人ひとりであるとの考え方に立ち、健(検)診を受診するなど積極的に健康づくりに取り組めます。
		《事業者・団体》
		生活習慣病の重症化予防に向け、三師会、医療機関等は市と連携して情報提供や相談支援に努めます。
②母子保健サービスの充実	《現状と課題》	《市》
	晩婚化に伴う晩産化や低体重児の増加、子育て環境の変化や児童虐待など、多様化する課題への対応が必要となっています。	健康診査や訪問指導、各種教室等の実施のほか、府や関係機関との連携を密にし、より専門的な相談・指導等の支援を行います。
	《目標》	《市民》
	質の高い母子保健サービスの提供や地域での支え合いにより、安心して子どもを産み育てることができる環境が整っています。	妊婦健康診査、乳幼児健康診査等を受診します。
		《事業者・団体》
		府、医療機関、福祉施設、その他関係組織等は市と連携して、母子保健を地域で支援する取組に努めます。

※三師会：

茨木市医師会・茨木市歯科医師会・茨木市薬剤師会のことをいいます。

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
③ 感染症予防対策の推進	《 現状と課題 》 新たな感染症や既知の感染症の再興も想定される中、感染症の発生の予防やまん延の防止のため、正しい知識の普及や情報の収集・整理を、国・府と連携して進めることが求められています。	《 市 》 感染症に関する正しい知識の普及を図り、子どもと高齢者に、予防接種の接種機会を提供します。
	《 目標 》 市民一人ひとりが正しい知識を持ち、必要な準備を進め、適切に対応できる状態になっています。	《 市民 》 感染症に対する正しい知識を持ち、感染症予防に努めます。
		《 事業者・団体 》 三師会、医療機関等は市と連携協力し、希望する市民に接種機会を提供します。
④ 救急医療体制の充実	《 現状と課題 》 医師をはじめとする医療スタッフの確保が困難である等の理由により、市内二次救急医療機関 [※] の救急受入れ体制が十分でない状況にあります。	《 市 》 市内二次救急医療機関に対し、市内医療体制確保のため、必要な支援を状況に応じ行うとともに、安全・安心な広域小児救急を安定的に運営します。
	《 目標 》 関係機関相互の連携協力により、市内医療機関への救急搬送率が高まるなど、市内医療体制が確保されています。	《 市民 》 緊急性のない救急外来の受診を控えるなど、救急患者に適切な医療が提供できるよう協力します。
		《 事業者・団体 》 市内二次救急医療機関は、できる限り救急患者の受け入れを行うよう、体制整備に努めます。

※二次救急医療機関:

わが国では、都道府県が作成する医療計画に基づき、重症度に応じて初期、二次、三次の3段階の救急医療体制をとっており、直ちに生命には別状ないが手術や入院治療を必要とする患者に対応する医療機関を二次救急医療機関といいます。茨木市は高槻市、摂津市、島本町とともに、三島二次医療圏を構成しています。

施策6 社会保険制度を安定的に運営する

施策概要

施策の必要性

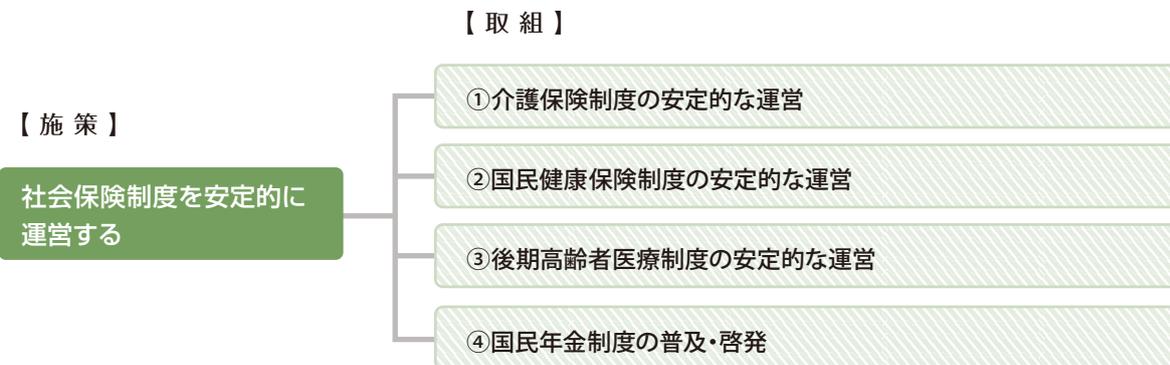
年金、医療、介護分野においては、社会保険制度を基本とし、保険給付の適正化に取り組み、給付と負担の両面にわたる世代間の公平性の確保を図る必要があります。

国における社会保障制度改革の趣旨を踏まえ、少子高齢化社会においても、安心して健やかに暮らすことができる、持続可能な社会保険制度の推進に努めていく必要があります。

施策の方向性

社会保険制度の趣旨を踏まえ、すべての世代が相互に支え合い、健やかに暮らすことのできる仕組みを維持するために、健全で安定した財政運営に努め、市民の安心を確保していくことに努めます。

施策を実現するための取組の体系



分野別計画等

《特定健康診査等実施計画(第2期)》

平成20年4月から、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、被保険者を対象に実施が義務付けられている特定健康診査及び特定保健指導について、国の定める基本方針に即して、その実施に関する内容を定める計画

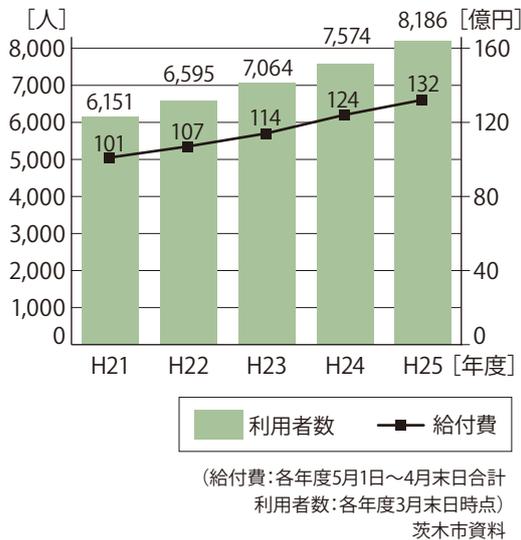
《高齢者保健福祉計画(第7次)・介護保険事業計画(第6期)》

老人福祉法及び介護保険法の規定に基づき、高齢者福祉事業の供給体制の確保や介護保険事業の円滑な実施に関する事項等を定める計画

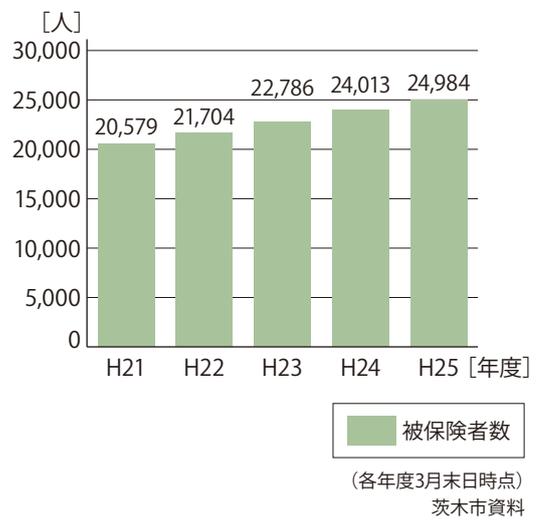
関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
1-2 高齢者への支援を推進する	生きがいづくり、健康づくり、日常生活の自立支援など総合的な施策の展開及び適正な医療や介護の給付の実施により、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう取り組みます。
1-5 健康づくりや地域医療を充実する	健康寿命の延伸に向けた生活習慣病の発症・重症化の予防、積極的な保健活動による地域住民及び地域全体の健康の保持・増進並びに疾病の予防を推進することにより、医療費・介護給付費の適正化を図ります。
7-2 社会の変化に対応する効率的・効果的な自治体運営を推進する	負担の公平性確保のため、市債権管理関係担当課との連携を図り、各種保険料収納率の向上による財源の確保に努め、保険制度の安定的運営に努めます。

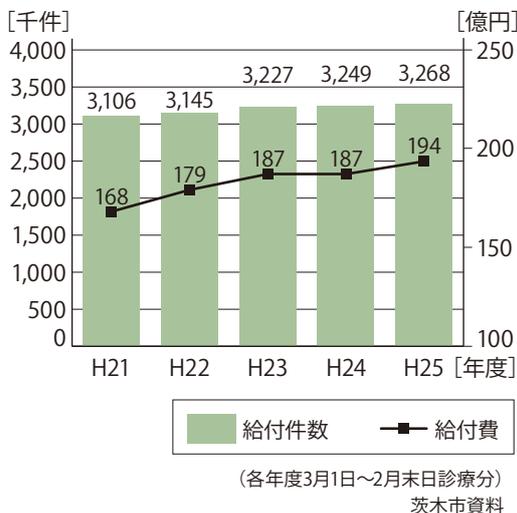
■介護保険 給付費・利用者数



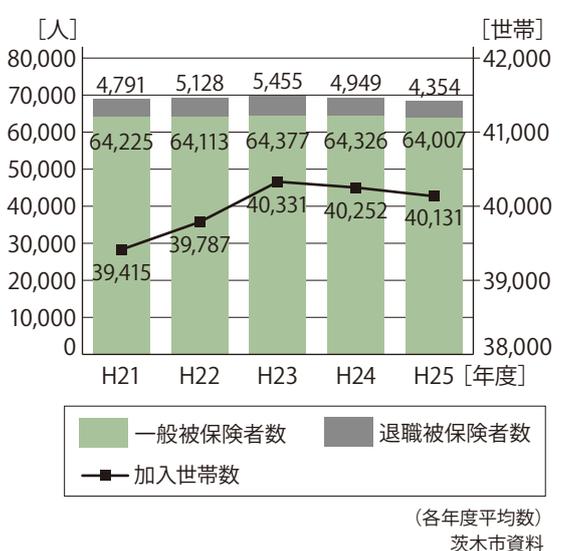
■後期高齢者医療制度 被保険者数



■国民健康保険 給付費・件数



■国民健康保険 被保険者数・世帯数



取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①介護保険制度の 安定的な運営	《 現状と課題 》	《 市 》
	高齢者数の増加に伴い、介護サービスを必要とする人が増え、また、介護サービス利用に要する費用も増加し続けています。	介護予防・健康づくりによる元気な高齢者の増加や給付の適正化、保険料の収納対策を通じて、財源の確保に向けた取組の強化を図るとともに、介護サービスを安定的に提供し、介護サービス事業所への指導等により、サービスの質の向上を図ります。
	《 目標 》	《 市民 》
	介護保険制度が健全に運営されているとともに、質の高い介護サービスが、安定的に提供されています。	介護予防・健康づくりに努めるとともに、保険料の納期限内の納付に努めます。
②国民健康保険 制度の安定的な運営	《 現状と課題 》	《 市 》
	高齢者数の増加による医療費の増大、被保険者の低所得化等による保険料収納率の低迷など、国保事業は厳しい状況にあり、それらに的確・適正に対応し、国保事業を安定的・健全に運営していく必要があります。	特定健診等の推進により被保険者の健康維持増進を図るとともに、レセプト点検 [※] の強化や適正受診啓発による給付の適正化及び保険料収納対策の推進により、事業の安定的で健全な運営に努めます。
	《 目標 》	《 市民 》
	給付の適正化や保険料収納率の向上により、負担の公平性が図られ、事業運営が安定化・健全化し、国民皆保険制度の基盤としての役割を果たしています。	医療機関への適正受診や自らの疾病予防・健康管理に努めるとともに、保険料の納期限内の納付に努めます。
		《 事業者・団体 》
		介護サービス事業所は、適正な事業運営を図るとともに、質の高いサービスを提供します。
		《 事業者・団体 》
		三師会及び大阪府国民健康保険団体連合会は、市と協力し、制度の適正な運営に努めます。

※レセプト点検:

医療費の適正化を図るために、病院等を受診した際の診療内容や薬の処方内容について、病院から保険者に対して提出されるレセプト（診療報酬明細書）の内容や金額に誤りがないかを点検することです。

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
③後期高齢者医療制度の安定的な運営	《現状と課題》	《市》
	平成20年度開始以来、制度は定着していますが、高齢者数の増加による医療費の増大に伴い、制度運営のための公費負担と若年層からの支援金が増加を続けています。	保険料の収納確保を図るほか、高齢者に配慮したきめ細やかな取組や対応に努めます。
	《目標》	《市民》
	運営主体である大阪府後期高齢者医療広域連合と連携して、安定的な制度運営が図られています。	医療機関への適正受診や自らの疾病予防・健康管理に努めるとともに、保険料の納期限内の納付に努めます。 《事業者・団体》 大阪府後期高齢者医療広域連合は、市と協力し、制度の適正な運営に努めます。
④国民年金制度の普及・啓発	《現状と課題》	《市》
	国民年金保険料の負担感や制度そのものへの不信感が若年層を中心に広がっており、国民年金への加入率及び保険料納付率が低下しています。	窓口等での相談業務の充実を図りながら、加入促進・受給権の確保に努めます。
	《目標》	《市民》
	日本年金機構との協力連携を通じて、制度の普及・啓発に努め、20歳以上市民の加入漏れ・届け出漏れがなくなるとともに、保険料納付率も向上しています。	国民年金制度の趣旨を理解し、加入届出を行い、保険料の納期限内の納付に努めます。 《事業者・団体》 日本年金機構は、市と協力連携し、制度の普及・啓発に努め、加入促進・受給権の確保に努めます。